

議員提出議案第9号

宝塚市議会における個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会における個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）3月18日提出

宝塚市議会議長 富川 晃太郎 様

（提出者）

宝塚市議会議員	大川 裕之
同	池田 光隆
同	藤岡 和枝
同	大島 淡紅子
同	寺本 早苗
同	田中 こう

宝塚市条例第 号

宝塚市議会における個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市議会における個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は福利厚生に関する事項その他」を「若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第20条及び第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項及び第38条第1項中「この章において」を削る。

第38条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第20条、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第47条並びに第48条の改正規定は、公布の日から施行する。